



命を守るシートベルト！

きちんとしめよう



後部座席を含め、全座席で着用を！

後部座席乗車中の死者は、全てシートベルト非着用！

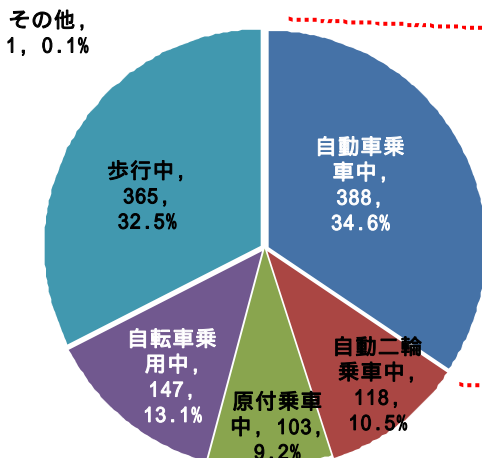
非着用の死者(全座席)のうち、7割以上はシートベルトを着用していれば死亡に至らなかったと推定されています！！

死者のシートベルト着用状況（平成17年～21年）

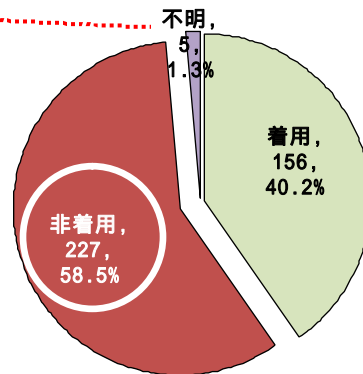
1 シートベルト着用・非着用別の死者

平成17年から平成21年までの5年間の交通事故死者は1,122人で、そのうち、自動車乗車中の死者は388人（交通事故死者の34.6%）でした。その内訳は、シートベルト（チャイルドシートを含む。以下同じ）着用者が156人（自動車乗車中の死者の40.2%）で、シートベルト非着用者が227人（自動車乗車中の死者の58.5%）と、シートベルト非着用者の割合が高くなっています。

死者数(状態別・H17-21)



自動車乗車中の死者

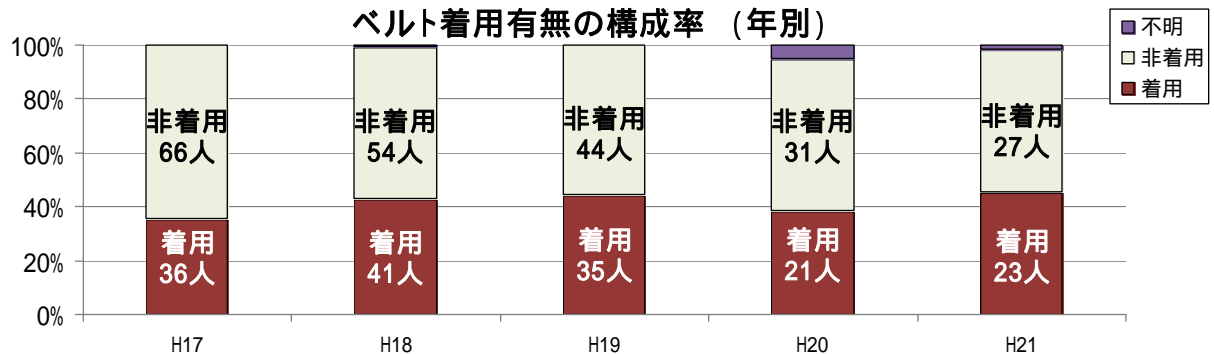


注1 着用は、シートベルト、チャイルドシート着用者
注2 非着用には、シートベルト着用適用除外者を含む

そこで、自動車乗車中の死者388人のうち、車室の無い、ミニカーや大型・小型特殊自動車に乗車中の死者5人を除く一般的な「自動車」大型・中型・普通・軽自動車に乗車中の死者383人について、その特徴を分析しました。

2 シートベルト着用・非着用別の死者数の年別推移

平成17年から平成21年の自動車（ミニカー、大型・小型特殊を除く。以下同じ。）乗車中の死者383人の年別推移をシートベルト着用・非着用別で見ると、シートベルト非着用の死者の割合は概ね60%前後で推移しています。平成21年は52.9%で、自動車乗車中の死者の半数以上がシートベルト非着用となっています。



3 シートベルトの着用効果

平成17年から平成21年の自動車乗車中の人身交通事故の死傷者134,220人中、死亡した人の割合（致死率）をシートベルト着用・非着用別に算出したものが、下の図表です。

シートベルト非着用の致死率は1.50%で、シートベルト着用の致死率0.13%の**11.4倍**と著しく高くなっています。

着用別	負傷程度			
	死者	重傷者	軽傷者	致死率
合計	383	4,334	129,503	0.29
着用	156	3,195	115,482	0.13
非着用	222	1,043	13,541	1.50
不明	5	96	480	0.86

注 致死率(%) = 死者 ÷ (死者 + 重傷者 + 軽傷者) × 100



4 乗車位置別のシートベルト着用効果

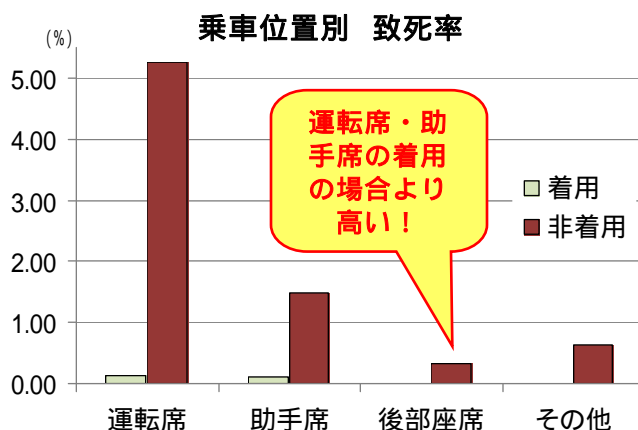
上記3について、さらに、座席別に致死率を算出したものが、下の図表です。その結果、致死率は各座席ともシートベルト着用に比べて、非着用が著しく高く、シートベルトの着用が、自動車乗車中の被害軽減に大きく寄与していることが認められます。

後部座席の致死率は他の座席に比べて低くなっていますが、後部座席で非着用の場合、着用している場合の運転席・助手席と比べて2.3から2.7倍も高くなっており、「後部座席だから安全」とは言えません。

運転席の致死率は、着用0.14%、非着用5.27% **37.2倍**

助手席の致死率は、着用0.12%、非着用1.49% **12.7倍**

後部座席の致死率は、着用0.00%、非着用0.32% **死者はすべて非着用!**



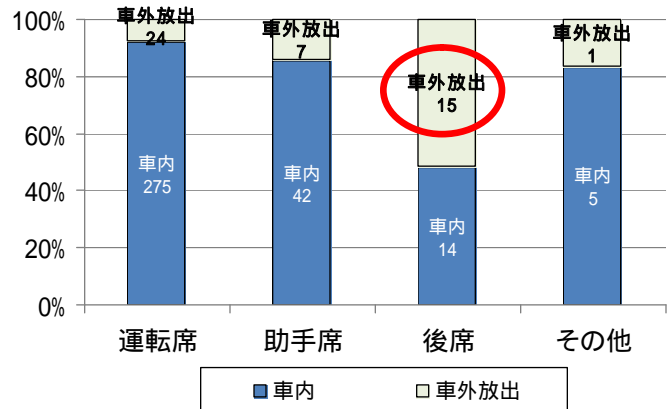
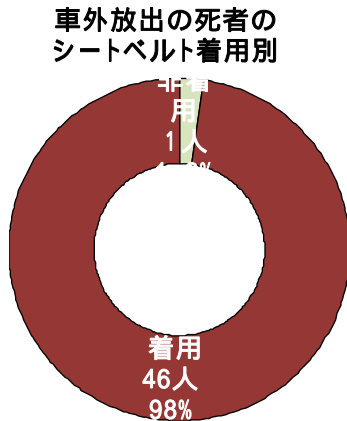
着用別	人身損傷程度				
	死者	重傷者	軽傷者	致死率	
着用	合計	156	3,195	115,482	0.13
	運転席	133	2,635	91,183	0.14
	助手席	23	477	19,158	0.12
	後部座席	0	80	5,085	0.00
非着用	合計	222	1,043	13,541	1.50
	運転席	162	422	2,492	5.27
	助手席	25	140	1,517	1.49
	後部座席	29	393	8,676	0.32
その他	6	88	856	0.63	

注 「その他」は荷台に乗車している場合等座席以外に乗車している場合をいう。

5 車外放出の状況

平成17年から平成21年の自動車乗車中の死者383人のうち、車外に放出されたのは47人(12.3%)で、そのうちシートベルト非着用者は46人で、車外に放出された死者の97.9%を占めています。

また、シートベルト非着用死者213人について、座席別に車外放出された割合を見ると、**後部座席が車外放出となる割合が最も高く、51.7%**でした。



平成22年の兵庫県内の交通事故は、前年同期と比べて、人身事故件数、死者数及び傷者数とも減少しています。

3月末現在の自動車乗車中の死者は9人と、前年同期と比べて5人減少しているものの、**シートベルト非着用の死者は6人で、そのすべてがシートベルトを着用していれば、死亡していなかった**と思われます。

平成21年6月1日に改正道路交通法の一部が施行され、後部座席のシートベルト着用が義務化されましたが、過去5年間の交通死亡事故の分析からも明らかとなり、後部座席でシートベルトを着用していない場合の致死率は、シートベルトを着用している場合の運転席・助手席よりも高く、また車外放出される危険も全座席中最も高くなっており、決して**「運転席・助手席より後部座席は安全」ではない**ことがわかります。

自分や大切な家族、知人の命を守るために、運転席・助手席に乗るときだけでなく、後部座席でも必ずシートベルトをしっかりと締めましょう！

